とちぎのちせき

～土地情報　地籍調査で明確に～

①現地調査

②図面等調査

令和４(2022)年３月

栃 木 県

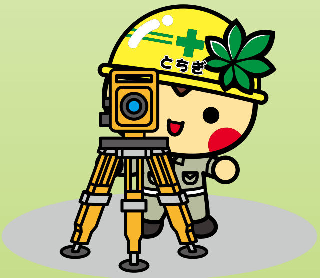
栃木県元気ニコニコ室
室長　とちまるくん

◇◆目　次◆◇

第１章　地籍調査

１　地籍調査とは ……P1
２　地籍調査の必要性 ……P2
３　地籍調査の効果 ……P2
４　地籍調査の進め方 ……P4
５　地籍調査の経費 ……P5
６　地籍調査の事務手続き ……P5
７　山林部における地籍調査（栃木県森林組合連合会）……P6
豆知識①［工程の省略について］……P7
豆知識②［先行認証について］……P8
豆知識③［筆界特定制度について］……P8

第２章　栃木県における地籍調査

１　実施状況 ……P9
２　認証状況 ……P16

第３章　地籍調査事業メニュー ……P17

第４章　国土調査法第19条第５項指定 ……P20

第５章　地籍調査を始めるための体制整備 ……P25

（参考）

国土調査事業十箇年計画とは ……P26
地籍調査用語解説 ……P28
地籍調査実施市町一覧 ……P29

第１章　地籍調査

1　地籍調査とは

地籍調査とは、一筆ごとの土地について所在、地番、地目、境界の調査と土地登記簿に記載された所有者に関する確認を行い、併せて境界の測量及び面積の測定を行い、その結果を地図及び簿冊として作成することです。

その地図は「**地籍図**」といい、一筆ごとの土地の境界を国家基準点（三角点）に基づき、近代的測量技術により正確に測量したものです。

また、簿冊を「**地籍簿**」といい、その内容は、土地登記簿の表題部と同じ内容で、一筆ごとの土地の所在、地番、所有者についての調査結果を記載したものです。

地籍図並びに地籍簿は、一定の手続きを経たのち登記所に送付され、それに基づいて登記所備え付けの地図や土地登記簿が書き換えられることから、**地籍調査は土地に関する戸籍調査**といわれています。

地籍調査は、土地分類調査及び水調査と併せて国土調査法（昭和26（1951）年６月１日法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37（1962）年５月19日法律第143号）に基づく国土調査に位置付けられています。

表１－１　国土調査の体系表

- 国土調査
  - 地籍調査
    - 基準点測量
      - 基準点測量（S26（1951）～）
      - 都市再生推進基準点測量（H14（2002）-H18（2006））
    - 地 籍 調 査
      - 一般（S26（1951）モデル調査・S27（1952）～）
      - 一般（外注）（H12（2000）～）
      - 一般（２項委託）（H22（2010）～）
      - 概況調査（H２（1990）～）
      - 予備調査（H２（1990）～）
      - 都市再生地籍調査事業（H14（2002）～）
      - 街区境界調査（R２（2020）～）
      - 効率的手法導入推進基本調査（R２（2020）～）
      - 地籍整備推進調査（都市再生街づくり支援調査）（H22（2010）～）
    - 公共事業等確定測量の国土調査指定（S52（1977）～）
  - 土地分類調査
  - 水 調 査

本県では、地籍調査は農政部農村振興課で担当し、土地分類調査は総合政策部地域振興課、水調査は県土整備部砂防水資源課で担当しています。

２　地籍調査の必要性

西欧先進諸国においては、すでに地籍調査が完了し、現在はその成果のデータベース化とコンピュータによる管理・利活用が進められています。

しかし、我が国においては、土地に関する正確な資料は非常に乏しく、登記所に備え付けられている地図（字限図）や登記簿は、明治時代に作成されたものを基礎として、これに加除修正を加えたものであり、当時の測量技術や課税に対する配慮のため、実際の土地の姿を正確に表しているとは言えません。

限られた国土の有効活用並びに保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要があります。

３　地籍調査の効果

地籍調査により作成された「地籍図」･「地籍簿」は、一筆ごとの土地の実態を正確に表しているため、個人の土地取引から公的機関による事業に至るまで、土地に関するあらゆる行為のための基礎資料として広範囲に利用できます。

（１）土地に関するトラブルを防止することができます。

土地の境界が不明確な場合、境界紛争等トラブルが起きることがありますが、地籍調査を実施することにより正確な地籍図が作成されるため、トラブルを未然に防ぐことになります。

（２）適正な課税が可能になります。

土地の所在、地番、地目、境界及び所有者が明確になるため、固定資産税等の課税の適正化につながります。

（３）災害等の復旧で土地の境界を復元することができます。

個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられているため、万一の災害の場合にも　境界を正確に復元することができ、復旧事業を円滑に進めることができます

（４）公共事業の正確な構想・計画が可能となり、測量費用と時間が節約できます。

土木事業・土地区画整理事業・土地改良事業等の公共事業の計画策定の際に図上でできるため、事前調査や測量に多大な時間と労力を費やすことがなく、正確な計画を策定することができます。

（５）土地に関する情報のデータベースを作ることで、コンピュータ処理ができます。

地籍調査成果を基礎データとして、建物、地価、地形、公共物等の情報を合わせることによ　り、多様な目的に利用できるＧＩＳ（地理情報システム）を構築することができます。

図１－１　調査前と調査後の地図の比較

調査前

公図（字限図）

明治時代の測量

十字法と呼ばれる、縄を十字型に張り、一筆ごとの面積を求める測量等が行われていた。

明治時代の地租改正事業により作成された公図（字限図）は、測量技術の未熟さやその後の管理が十分でなかったこともあり、土地の形状や面積が現地と異なるもの、現地がなくても登記簿上残っているものなど、現地の実態と大きく異なっている場合があります。

調査後

地籍図

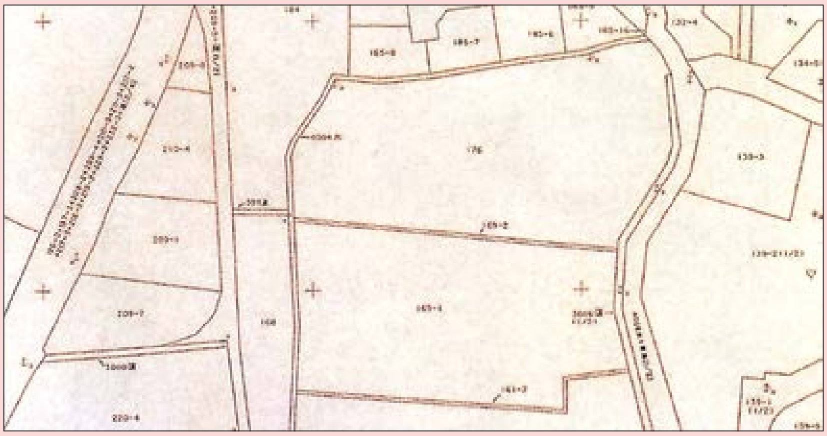

近年の測量

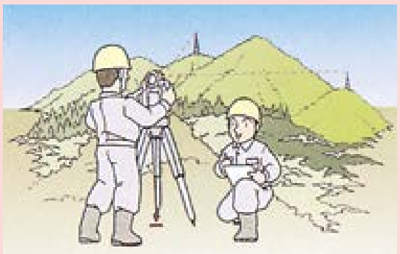

トータルステーションのほかGPSを用いて、一筆ごとの正確な面積、位置等を求める測量が行われている。

地籍調査では、これらの不備欠陥を補正し、国土の実態を正確に把握するために、一筆ごとの土地について正確な調査と統一した基準による高精度な測量を実施しています。

４　地籍調査の進め方

地籍調査の進め方は、次のとおりです。

図１－２　地籍調査の実施工程のフロー図

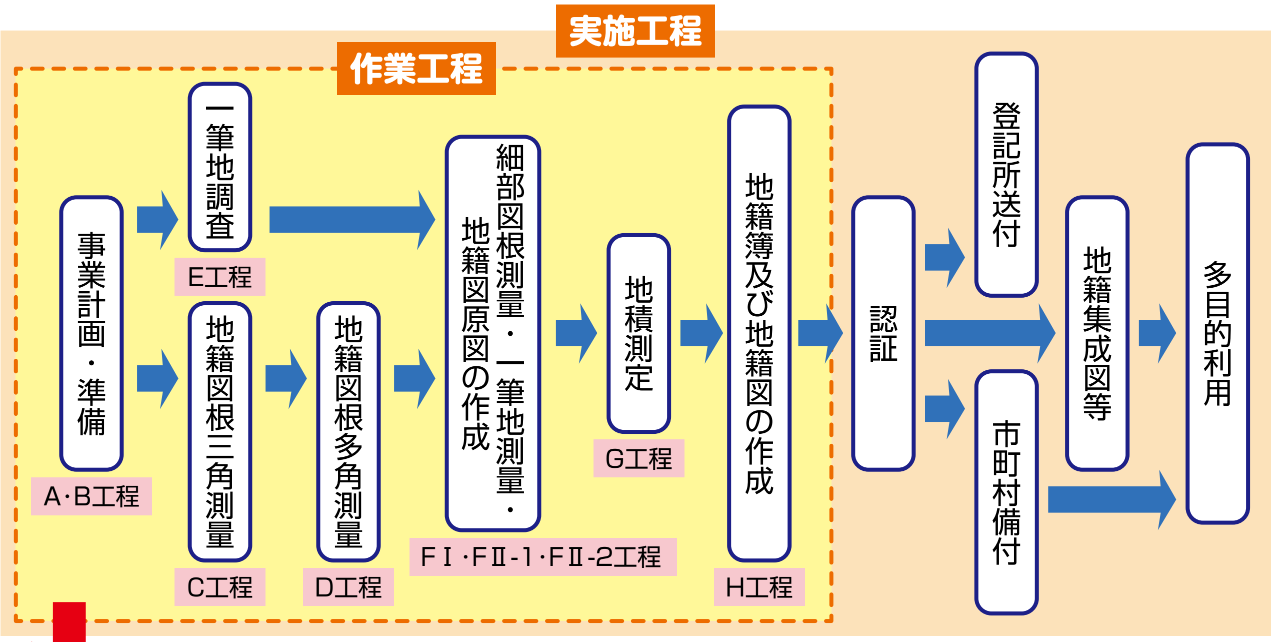

作業工程の概要は、次のとおりです。

A工程：事業計画

事業計画の策定、関係機関との調整及びそれに伴う事務手続きを行う工程

B工程：準備

調査地域の事前調査、住民等への説明会等を行う工程

C工程：地籍図根三角測量

電子基準点等を基準として、所定の粗い密度で地籍図根三角点を設置し、測量する工程

D工程：地籍図根多角測量　※条件により省略可能

Ｃ工程で設置した図根点を基準として、所定の中程度の密度で地籍図根多角点を設置し、測量する工程

E工程：一筆地調査

登記所備え付けの土地登記簿と地図（字限図）等に基づいて、土地所有者等の立会いのもと、一筆ごとの土地について地番、地目、所有者及び境界の調査・確認を行う工程

F工程：地籍細部測量

ＦⅠ工程（細部図根測量）：一筆地測量の基礎とするため、地籍細部図根点を設置する工程

ＦⅡ-1工程（一筆地測量）：E工程を完了した一筆ごとの土地の境界を測量する工程

ＦⅡ-2工程（原図の作成）：一筆地測量の結果をもとに地籍図原図を作成する工程

G工程：地積測定

F工程により求めた筆界点の座標値又は作成された地籍図原図をもとに一筆ごとの土地の面積を計算又は測定する工程

H工程：地籍図及び地籍簿の作成

各工程の結果に基づき、地籍図案、地籍簿案を作成し、20日間一般の閲覧に供して、必要に応じ修正し、地籍図及び地籍簿を作成する工程

※地籍調査の補助対象はＣ～Ｈ工程です。

5　地籍調査の経費

地籍調査事業は、調査地域の状況に応じて事業費を算出します。

事業費の負担内訳としては、国の高い補助率が適用されているほか、県及び市町村の負担分については特別交付税が交付されます。

図１－３　地籍調査の経費の負担区分

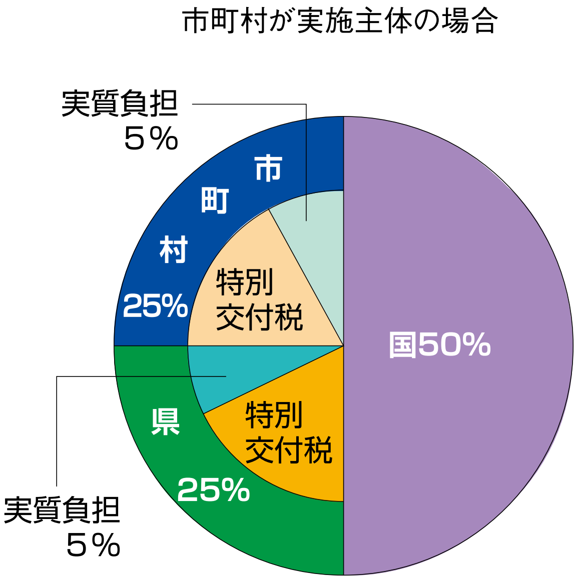

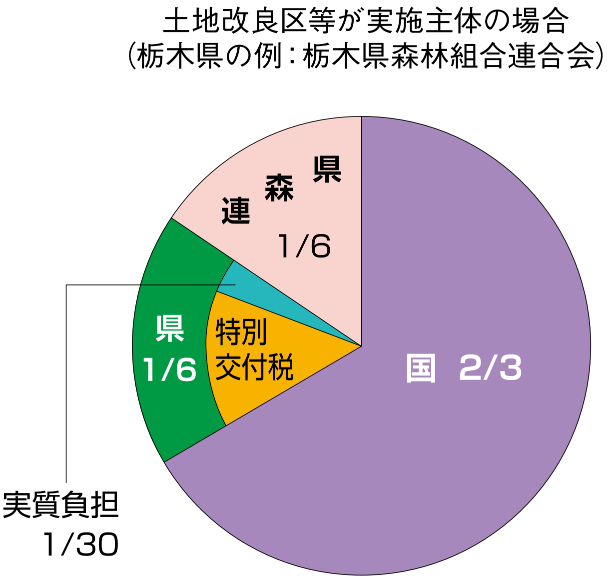

6　地籍調査の事務手続き

地籍調査の事務手続きは以下の図のとおりです。

図１－４　地籍調査の事務手続きのフロー図

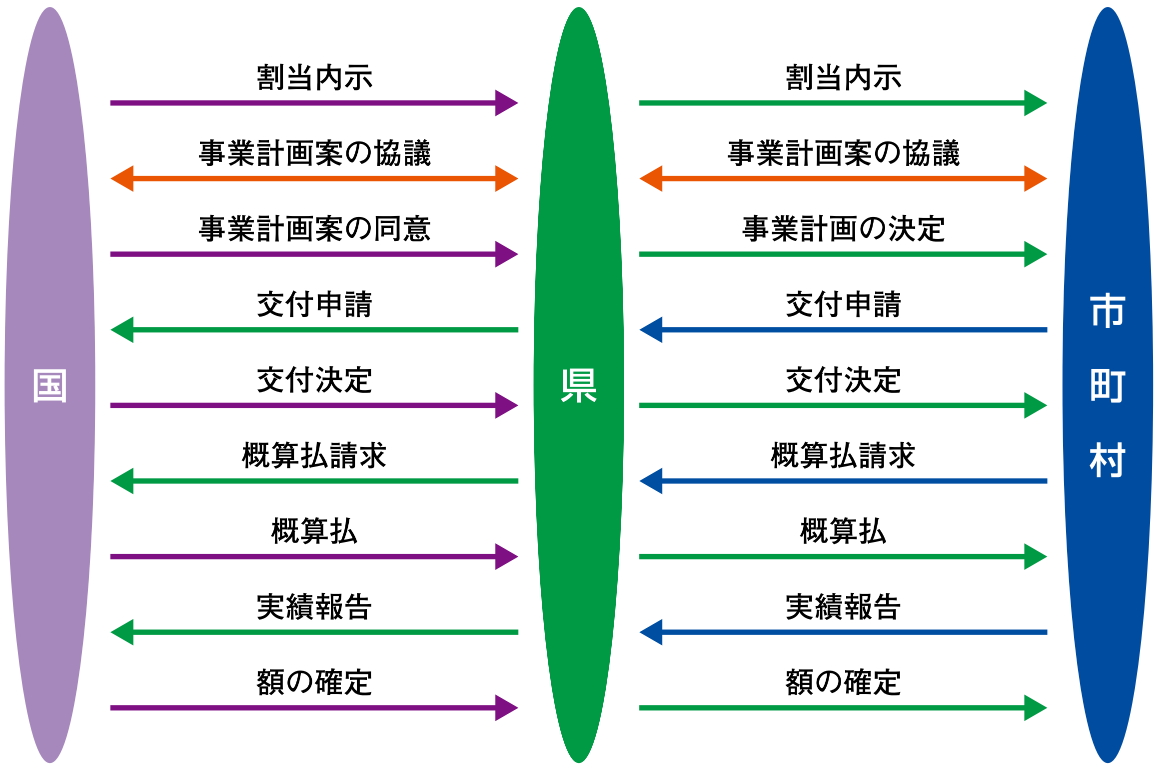

７　山林部における地籍調査（栃木県森林組合連合会）

栃木県森林組合連合会では、境界不明森林の解消を図り、森林の適正な整備・管理に寄与することを目的として、「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、令和元（2019）年度から山村部の地籍調査に取り組んでいます。

【事業概要】

実施年度：令和元（2019）年度から令和９（2027）年度まで
事業主体：栃木県森林組合連合会（森林組合等）
実施箇所：伐採更新計画地等を中心として実施（森林組合等が管轄する山林）
調査手法：「リモートセンシングデータを活用した測量（航空測量）」で実施（令和２年９月29日付けで地籍調査作業規定準則に位置付け（以前は、マニュアル））

【実施計画】　12市町・10森林組合の区域、事業量　4,800ha

県民税のあり方検討(令和元年度)を受け、計画面積を「2,800ha/10年間」から「4,800ha/10年間」に、対象市町も「８市町」から「12市町」に拡充して実施しております。

環境森林事務所	県西		県東			県北					県南		計
市町名	鹿沼市	日光市	宇都宮市	茂木町	市貝町	大田原市	那須塩原市	那須町	那須烏山市	那珂川町	足利市	栃木市	
森林組合	鹿沼市・粟野	日光市	宇都宮市	芳賀地区		大田原市	那須塩原市	那須町	那須南		みかも		
面積(ha)	796	536	143	324	113	581	477	574	380	425	261	229	4,839

リモートセンシングデータを活用した調査とは？

航空レーザデータ等を活用して筆界案を作成し、現地立ち会いを行わずに土地所有者に集会所等で確認してもらう手法です。

→土地所有者の負担軽減、測量の効率化

全国的にも令和元年度から活用を開始したばかりの新手法

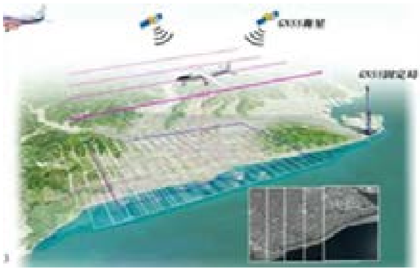

【航空レーザ測量】
航空機から照射するレーザにより地上の高さや樹種等のデータ情報を取得

【実施状況】
・大田原市(56ha)、那須烏山市(222ha)
　令和元～２年度　調査実施
　令和３年度　　　登記完了

【微地形表現図】
取得したデータを高低差や地形の出入りが分かるように処理した地図
（黄色線は筆界線）

写真１－１　那須烏山市の筆界確認の様子

豆知識①

【工程の省略ってなあに？】

平成28（2016）年度より、電子基準点※1に整合の取れた細部多角点等を与点として細部図根点が設置できる場合には、地籍図根多角測量（Ｄ工程）を省略することができるようになりました。これにより、地籍調査にかかる期間や経費の面において効率的な実施が可能となりました。

※１　電子基準点：GNSS（Global Navigation Satellite System全世界的衛星測位システム）衛星からの電波を連続的に受信する基準点であり、全国に約20km間隔で約1,300点設置されており、県内には15点設置されています。

写真１－２　電子基準点（佐野）

電子基準点に整合の取れた細部図根等を与点として細部図根点が設置できない場合

事業計画・準備
↓
地籍図根三角測量（Ｃ工程）
↓
地籍図根多角測量（Ｄ工程）
↓
地籍細部測量（Ｆ工程）
↓

図１－５　省略できない場合の配点図

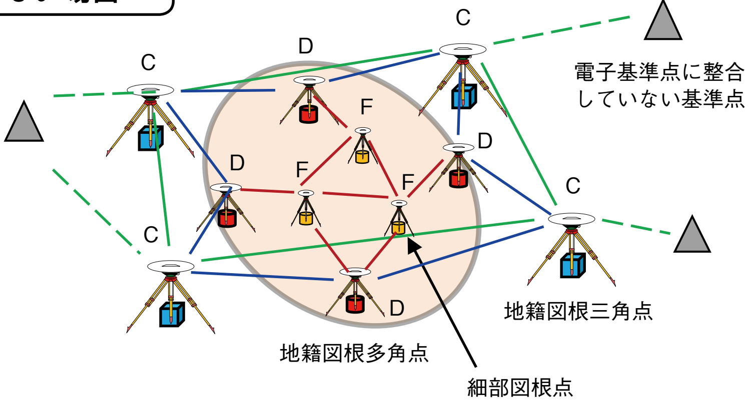

電子基準点に整合の取れた細部図根等を与点として細部図根点が設置できる場合

事業計画・準備
↓
地籍図根三角測量（Ｃ工程）
↓
地籍細部測量（Ｆ工程）
↓

図１－６　省略した場合の配点図

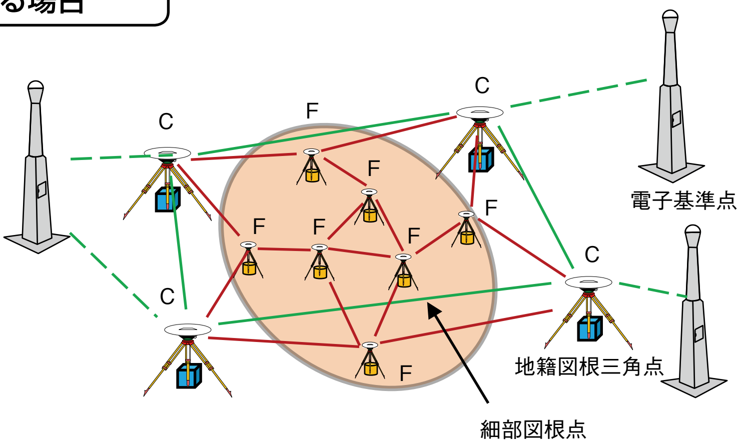

豆知識②

【先行認証ってなあに？】

先行認証とは、例えば右図のＡ地区で図根測量工程以外に課題があり認証請求できない場合でも、隣接するＢ地区がＡ地区の図根点（右図の場合、地籍図根多角点）を使用していれば、Ｂ地区の認証請求と併せてＡ地区の図根測量工程（右図の場合、地籍図根三角測量から地籍図根多角測量まで）を先行して認証請求できる手法です。

この手法により、Ｂ地区及びＢ地区の図根点を使用するＣ地区を認証請求することができるため、既設図根点の未認証に伴う認証未了地区の累積回避につながります。

図１－７　先行認証を行う単位区域イメージ図

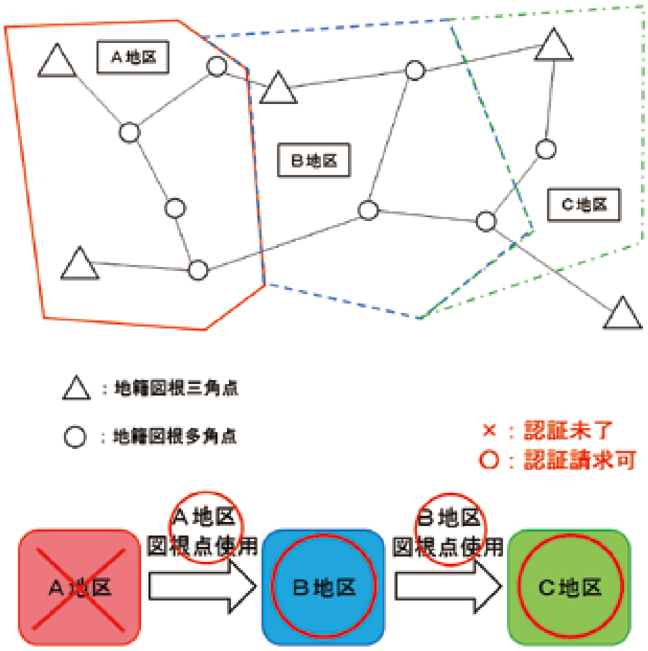

豆知識③

【筆界特定制度ってなあに？】

筆界特定制度とは、筆界が不明な土地に対し、筆界特定登記官が土地所有者や筆界調査委員※2の意見及び関係資料を踏まえて筆界の現地における位置を特定する制度です。

従来は土地所有者が申請する制度でしたが、不動産登記法の改正（令和２年３月31日改正、令和２年９月29日施行）により地籍調査実施主体（市町村）による申請も可能となりました。特定まで一定期間を要するため、事前に法務局と十分協議する必要があります。

図１－８　筆界特定手続の流れ
（市町村が申請人の場合）

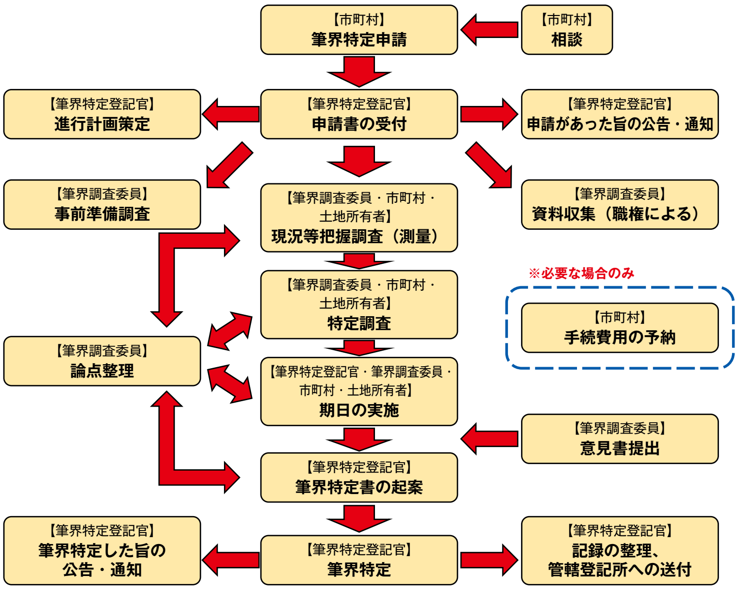

※２　筆界調査委員：法務局長・地方法務局長が任命した必要な知識・経験を有する外部専門家（土地家屋調査士・弁護士・認定司法書士等）

第2章　栃木県における地籍調査

1　実施状況

全国の地籍調査事業は､国土調査法が制定された昭和26（1951）年11月から実施されています。

昭和38（1963）年からは、事業の計画的な推進のため、10年を単位とする長期計画に基づき事業を実施しており、現在は、令和２（2020）年度を初年度とする第７次十箇年計画に基づいた事業の推進が図られています。

本県では、第１次十箇年計画に基づき、昭和38（1963）年に旧黒磯市（現在の那須塩原市）で調査が開始され、令和３（2021）年４月１日現在の市町村着手率は92％（25市町中23市町が着手）になります。

また、令和２（2020）年度末現在の実施状況は、調査対象面積4,922.68ｋ㎡に対し、調査済面積1,198.54㎢で、進捗率は 24.3％になります。

図２－１　市町別着手状況（令和３（2021）年度）

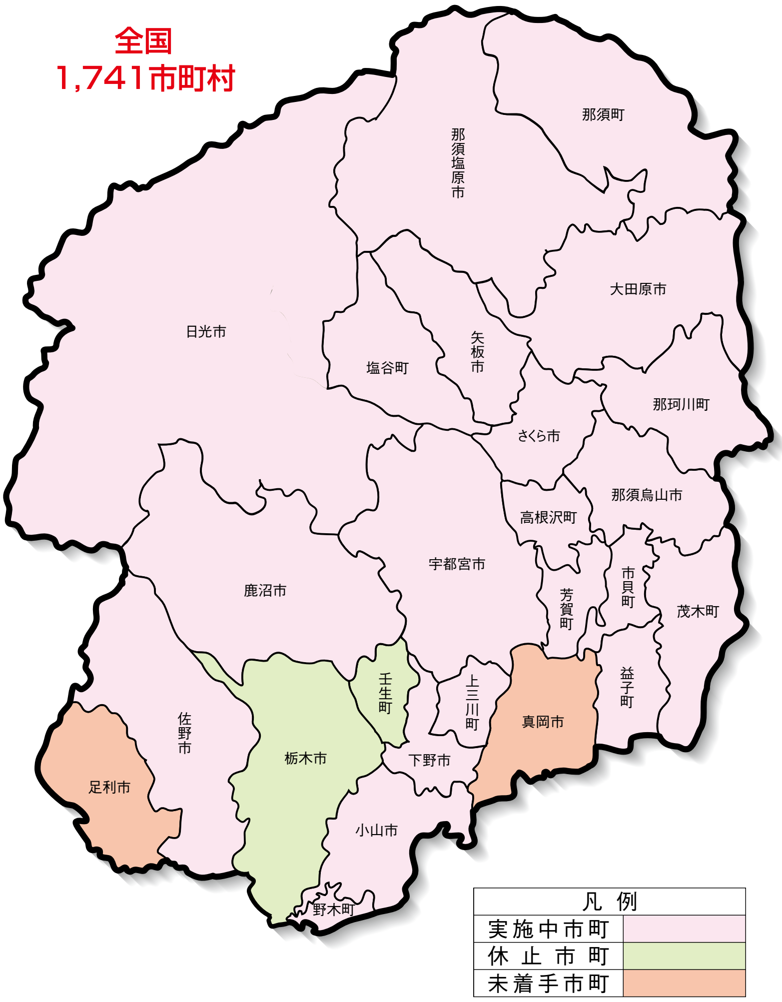

図２－２　全国の市町別着手状況（令和２（2020）年度）

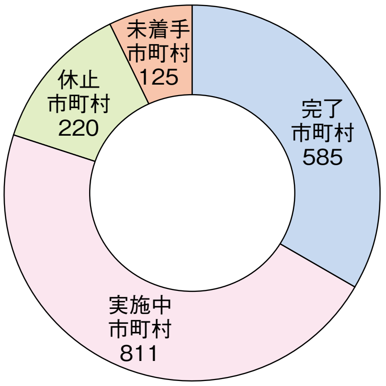

図２－３　県内市町の着手状況（令和３（2021）年度）

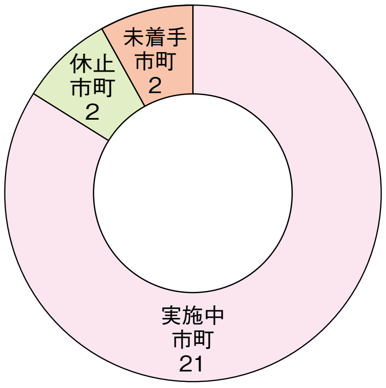

図２－４　実施面積の状況

（令和2（2020）年度末）

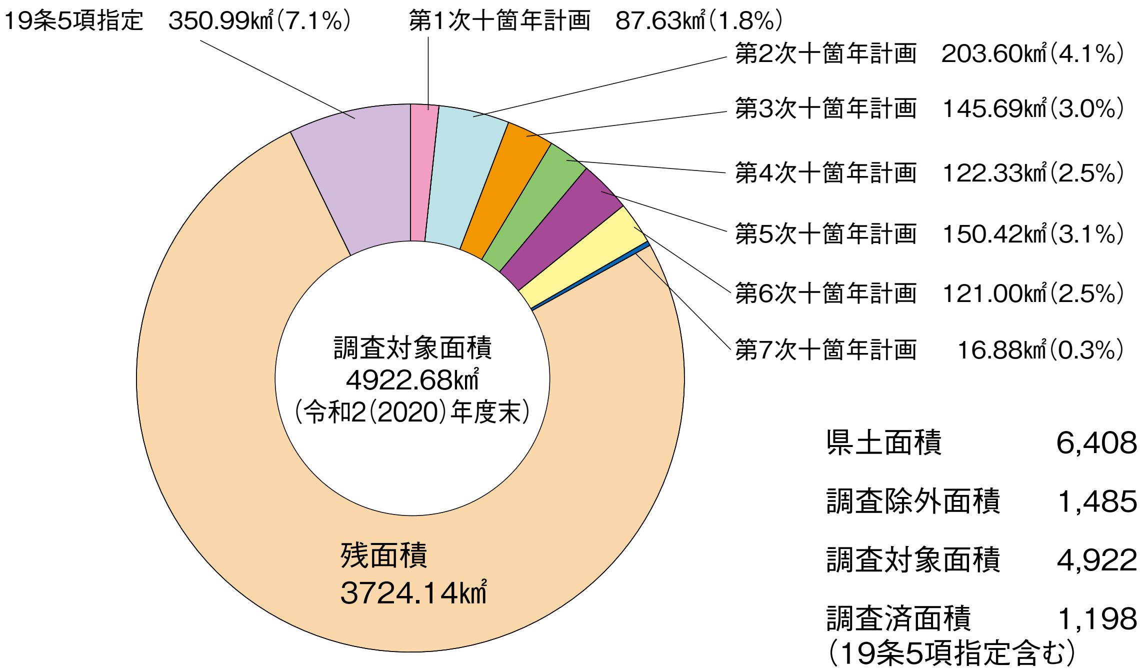

県土面積	6,408.11k㎡
調査除外面積	1,485.43k㎡
調査対象面積	4,922.68k㎡
調査済面積 （19条5項指定含む）	1,198.54k㎡

表２－１　計画年次別の実施面積の状況

（令和2（2020）年度末）

計　　画	計画年度	計画面積（k㎡）	実施面積（k㎡）	達成率（%）	着手済市町村数
第１次十箇年計画	S38（1963）～S44（1969）	370	87.63	23.7	7
第２次十箇年計画	S45（1970）～S54（1979）	1500	203.60	13.6	11
第３次十箇年計画	S55（1980）～H元（1989）	700	145.69	20.8	17
第４次十箇年計画	H2（1990）～H11（1999）	800	122.33	15.3	20
第５次十箇年計画	H12（2000）～H21（2009）	799	150.42	18.8	19
第６次十箇年計画	H22（2010）～R元（2019）	270	121.00	44.8	23
第７次十箇年計画	R2（2020）～R11（2029）	236	16.88	7.2	23

表２－２　第７次十箇年計画の実施面積の状況

（令和3（2021）年4月1日現在）

年度	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	計
計画（k㎡）	236										236
実績（k㎡）	16.88	14.73（予定）									31.61

図２－５　都道府県別の進捗率

（令和2（2020）年度）
（国土交通省調べ）

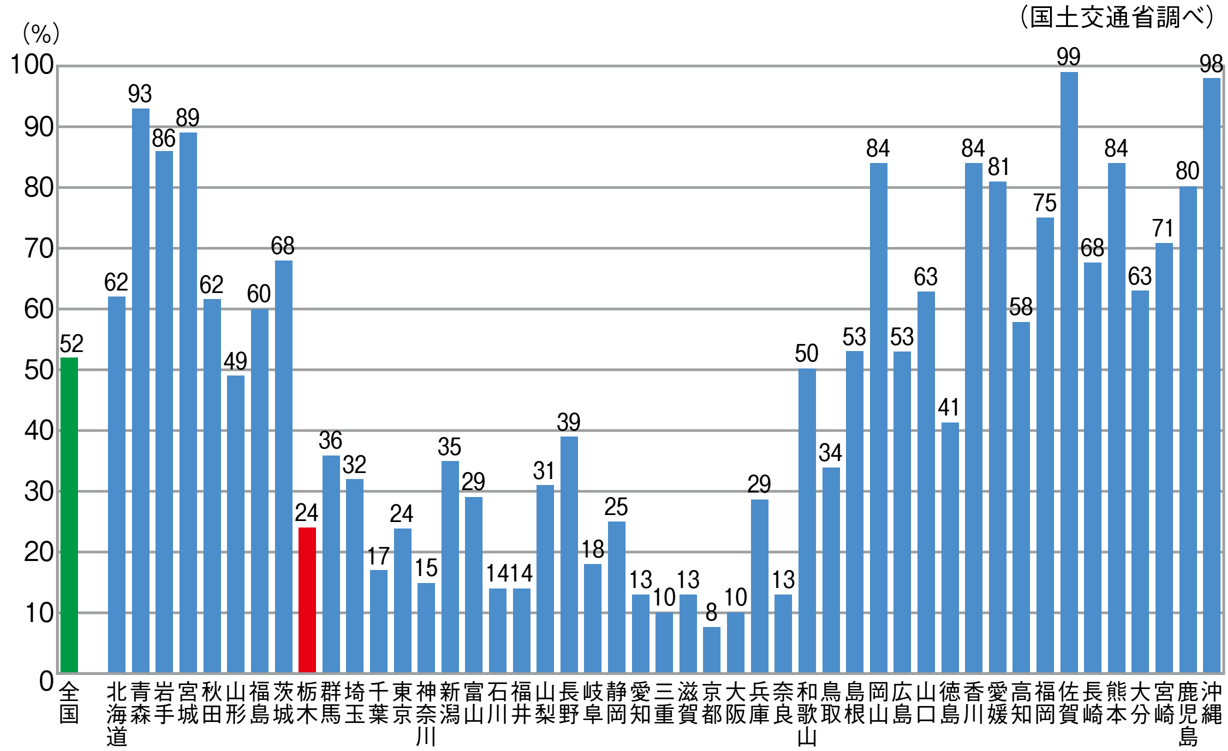

図２－６　県内市町別の進捗率

（令和2（2020）年度）
（農村振興課調べ）

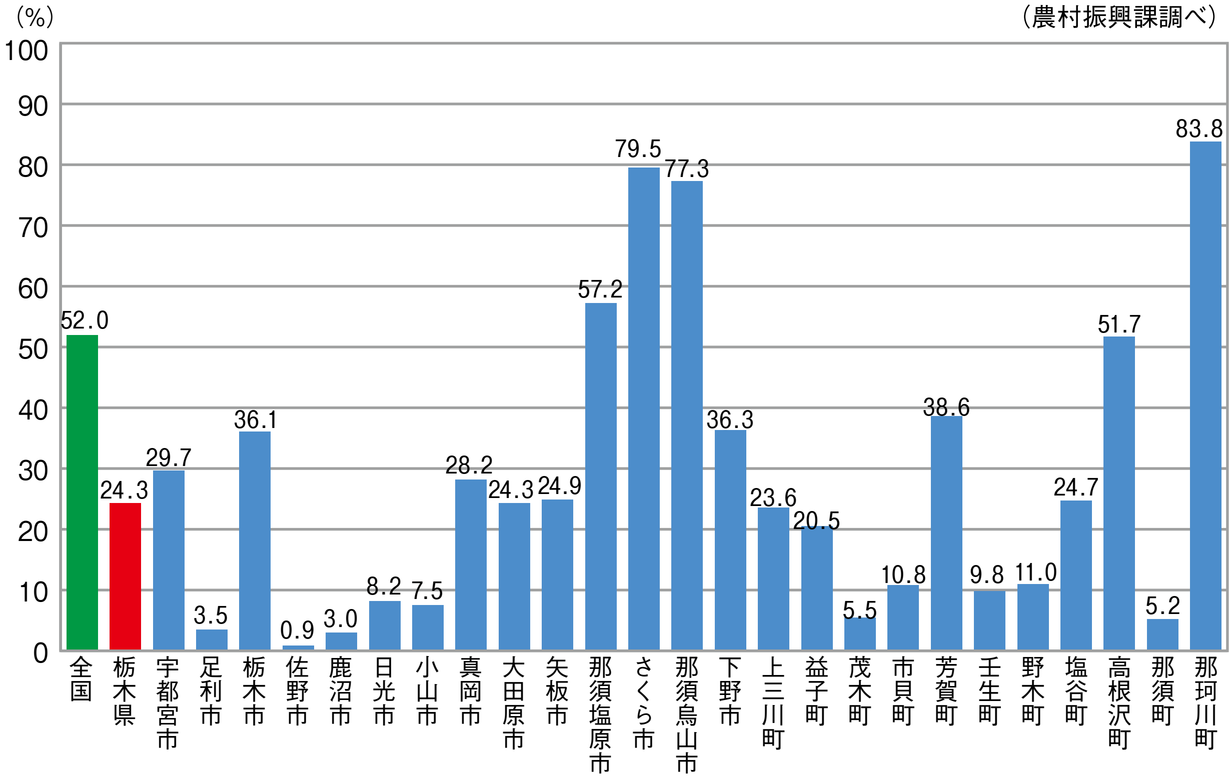

※進捗率には、第19条第５項により指定された面積も含まれています。

表２－３　年度別実施状況表

上段：面積（㎢）　下段：事業費（千円）

事業方式／年度／市町村名	地籍調査対象面積①／市町面積	第1次 10か年計画 昭38～昭44（1963～1969）	第2次 10か年計画 昭45～昭54（1970～1979）	第3次 10か年計画 昭55～平元（1980～1989）	第4次 10か年計画 平2～11（1990～1999）	第5次 10か年計画 平12～21（2000～2009）	第6次 10か年計画 平22～令1（2010～2019）	第7次10か年計画 令2（2020）	令3（2021）（予定）	令4（2020）
宇都宮市	393.55				2.51	30.56	22.90	1.28	1.14	
（平6～　）	416.85				34,810	1,027,780	1,097,217	81,078	77,026	
足利市	168.54				0.00	0.00	0.00			
（未着手）	177.76				0	0	0			
栃木市	287.55	22.94	22.64	7.07	11.75	4.24	1.13			
（昭39～　）	331.50	11,934	43,260	79,062	167,832	51,570	23,750			
佐野市	336.38				0.00	0.00	0.87	0.25	0.18	
（平27～　）	356.04				0	0	67,890	20,766	20,548	
鹿沼市	468.20				0.00	0.00	0.38	0.11	0.15	
（平28～　）	490.64				0	0	49,162	13,900	17,066	
日光市	609.06		12.61	17.29	3.81	1.93	0.91	0.03	0.07	
（昭48～　）	1,449.83		20,610	53,493	58,858	38,900	38,086	1,500	5,880	
小山市	157.13				0	0.91	2.42	0.17	0.12	
（平19～　）	171.76				0	90,600	215,190	18,058	20,084	
真岡市	158.36				0.00	0.00	0.00			
（未着手）	167.34				0	0	0			
大田原市	312.19	2.08	16.42	2.68	7.78	14.19	6.20	3.36	1.15	
（昭44～　）	354.36	1,176	10,995	26,656	125,886	244,120	194,844	58,570	24,708	
矢板市	145.80			3.71	7.13	11.30	4.59	0.20	0.14	
（昭58～　）	170.46			41,535	123,674	231,520	171,353	18,466	21,886	
那須塩原市	327.68	58.09	106.46		6.31	7.90	7.41	0.24	2.013	
（昭38～　）	592.74	22,818	88,023	S49～休止	82,790	115,200	205,839	12,676	29,271	
さくら市	123.58		21.70	22.93	15.16	3.40	2.88	0.18	0.10	
（昭49～　）	125.63		41,286	86,436	230,978	63,620	135,299	7,582	6,592	
那須烏山市	162.33		23.35	40.82	23.54	16.90	12.17	2.39	0.13	
（昭49～　）	174.35		47,622	190,405	261,256	231,810	251,941	16,940	14,824	
下野市	72.50				0.00	6.07	2.90	0.42	0.31	
（平16～　）	74.59				0	144,940	153,474	24,176	14,424	
上三川町	49.95				0	1.12	8.70	0.36	0.09	
（平20～　）	54.39				0	34,160	349,530	20,300	6,700	
益子町	75.83				0	4.36	4.87	1.16	1.19	
（平14～　）	89.40				0	75,340	201,270	66,974	67,598	
茂木町	169.23				0	1.51	5.33	2.07	1.13	
（平13～　）	172.69				0	13,990	109,648	39,171	27,706	
市貝町	63.62				0.00	0.00	0.46	0.30	0.52	
（平30～　）	64.25				0	0	26,864	12,422	27,866	
芳賀町	69.19				0	0.00	9.42	0.59	1.21	
（平24～　）	70.16				0	0	414,590	25,060	47,716	
壬生町	59.03				0	1.82	1.74			
（平16～　）	61.06				0	48,650	40,610			
野木町	29.78				0.00	0.00	0.93	0.28	0.08	
（平27～　）	30.26				0	0	68,512	20,220	8,120	
塩谷町	126.33			3.46	3.72	2.89	1.96	0.10	0.17	
（昭57～　）	176.06			32,935	78,528	69,270	76,691	10,560	13,360	
高根沢町	68.90			4.47	6.04	1.49	1.34	0.10		
（昭60～　）	70.87			39,689	84,948	30,530	79,608	4,906		
那須町	325.91	4.52	0.42		0	3.17	5.15	0.29	3.18	
（昭41～　）	372.34	6,309	885	S47～休止	0	47,140	179,665	20,474	41,442	
那珂川町	162.06			43.26	34.58	36.66	16.34	3.00	1.66	
（昭56～　）	192.78			188,325	362,650	396,454	305,151	60,398	45,354	
合　計	4922.68	87.63	203.60	145.69	122.33	150.42	121.00	16.88	14.73	0.00
	6,408.11	42,237	252,681	738,536	1,612,210	2,955,594	4,456,184	554,197	538,170	0
実施市町村数		7	11	12	15	16	21	21	21	
着手市町村数		7	11	17	20	20	23	23	23	
全市町村数		49	49	49	49	30	25	25	25	
着手率（%）		14.3	22.4	34.7	40.8	66.7	92.0	92.0	92.0	

注）市町村面積は、平成30年全国都道府県市区町村別面積調（平成30年10月1日時点面積）による。
注）実績と計画面積の差により、完了市町村の進捗率は100%にならない場合がある。
注）市町村合併による新市の着手年度は、最も早く着手した旧市町村の着手年度を記載している。

（令和３（2021）年４月１日現在）

	令和２（2020）年度までの実績・進捗状況等					
令2~11 （2020~2029） 計	調査済 面積 令2まで ②	19条５項 指定面積 ③	地籍調査等 実施済面積 ④＝②+③	令２までの 進捗率 ④/① （%）	地籍調査等 残面積 ⑤＝①-④	備考
2.42 158,104	57.25	59.83	117.08	29.7	276.47	平18年度合併(宇都宮市,上河内町,河内町)
0.00 0	0.00	5.89	5.89	3.5	162.65	
0.00 0	69.77	34.09	103.86	36.1	183.69	平21年度合併(栃木市,大平町,藤岡町,都賀町) 平23年度合併(栃木市、西方町),平26年度合併（岩舟町）
0.43 41,314	1.12	1.75	2.87	0.9	333.51	平16年度合併(佐野市,田沼町,葛生町)
0.26 30,966	0.49	13.41	13.90	3.0	454.30	平17年度合併(鹿沼市,粟野町)
0.10 7,380	36.58	13.41	49.99	8.2	559.07	平17年度合併(日光市,今市市,足尾町,栗山村,藤原町)
0.29 38,142	3.50	8.25	11.75	7.5	145.38	
0.00 0	0.00	44.66	44.66	28.2	113.70	平20年度合併(真岡市,二宮町)
4.51 83,278	52.71	23.13	75.84	24.3	236.35	平17年度合併(大田原市,湯津上村,黒羽町)
0.34 40,352	26.93	9.36	36.29	24.9	109.51	
2.25 41,947	186.41	1.02	187.43	57.2	140.25	平16年度合併(黒磯市,西那須野町,塩原町)
0.28 14,174	66.25	31.99	98.24	79.5	25.34	平16年度合併(氏家町,喜連川町)
2.52 31,764	119.17	6.35	125.52	77.3	36.81	平17年度合併(南那須町,烏山町)
0.73 38,600	9.39	16.93	26.32	36.3	46.18	平17年度合併(南河内町,石橋町,国分寺町)
0.45 27,000	10.18	1.61	11.79	23.6	38.16	
2.35 134,572	10.39	5.16	15.55	20.5	60.28	
3.20 66,877	8.91	0.43	9.34	5.5	159.89	
0.82 40,288	0.76	6.11	6.87	10.8	56.75	
1.80 72,776	10.01	16.70	26.71	38.6	42.48	
0.00 0	3.56	2.25	5.81	9.8	53.22	
0.36 28,340	1.21	2.07	3.28	11.0	26.50	
0.27 23,920	12.13	19.06	31.19	24.7	95.14	
0.10 4,906	13.44	22.15	35.59	51.7	33.31	
3.47 61,916	13.55	3.40	16.95	5.2	308.96	
4.66 105,752	133.84	1.98	135.82	83.8	26.24	平17年度合併(馬頭町,小川町)
31.61 1,092,367	847.55	350.99	1,198.54	24.3	3,724.14	参考 令和元年度までの進捗率：24.0%
						各年度4月1日時点 ※H26は4月5日時点
						各年度末時点

２　認証状況

認証とは地籍調査の結果が適正であることを認め、これを公に証明するものです。

実施主体（市区町村等）は県に対して⑤成果の認証請求を行い、県は国に対して⑥認証の承認申請を行います。国は県に対して⑦承認を行い、県は実施主体に対して⑧認証を行います。

認証事務手続きのフロー、令和２（2020）年度の認証地区の一覧は次のとおりです。

図２－８　認証事務手続きのフロー図

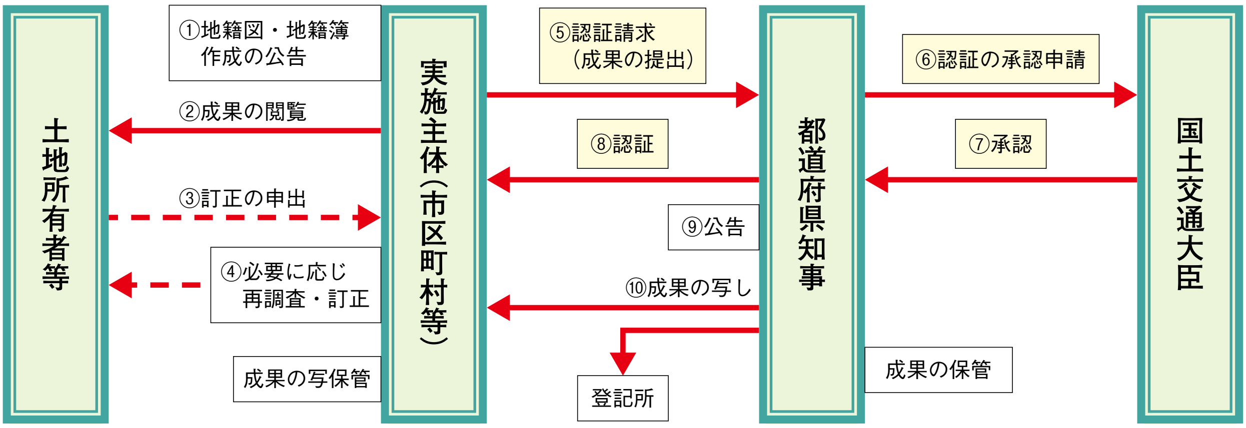

表２－４　認証地区一覧表（令和２（2020）年度分）

	地区名		実施年度	認証年月日	認証面積(k ㎡)
1	宇都宮市	東谷Ⅱ	H28−H29	R2. 5. 13	0. 43
2	宇都宮市	雀宮南	H28−H29	R2. 5. 13	0. 33
3	那珂川町	谷川Ⅶ	H29−H30	R2. 4. 6	0. 30
4	矢板市	下太田Ⅰ	H29−R1	R2. 4. 6	0. 47
5	矢板市	乙畑Ⅵ	H27−H29	R2. 5. 25	0. 35
6	矢板市	土屋Ⅳ	H26−H27	R2. 5. 25	0. 53
7	下野市	上古山Ⅰ・下古山Ⅰ	H30−R1	R2. 7. 2	0. 61
8	那須町	岡室	H28−H30	R2. 9. 1	0. 57
9	鹿沼市	緑町・幸町Ⅲ	H30−R1	R2. 9. 15	0. 10
10	矢板市	東泉Ⅰ	H29−R1	R2. 9. 15	0. 09
11	矢板市	扇町Ⅰ	H30−R1	R2. 9. 15	0. 04
12	那須塩原市	下中野Ⅲ	H28−H30	R2. 9. 15	0. 46
13	佐野市	植上Ⅲ	H29−H30	R2. 10. 19	0. 20
14	宇都宮市	細谷Ⅰ	H28−H29	R2. 10. 19	0. 13
15	宇都宮市	細谷Ⅱ	H30−R1	R2. 10. 19	0. 14
16	那珂川町	大内Ⅳ	H29−H30	R2. 11. 16	0. 54
17	那須町	丸山Ⅰ	H30−R2	R2. 11. 16	0. 42
18	宇都宮市	針ヶ谷Ⅰ	H29−H30	R2. 12. 22	0. 37
19	宇都宮市	針ヶ谷Ⅱ	H29−H30	R2. 12. 22	0. 43
20	矢板市	鹿島町Ⅱ	R1−R2	R2. 12. 22	0. 12
21	那須烏山市	大木須Ⅴ	H27−H28	R2. 12. 22	0. 50
22	那珂川町	大内Ⅴ	H29−H30	R2. 12. 22	0. 17
23	那須塩原市	沼野田和Ⅱ	H28−H29	R3. 1. 28	0. 65
24	那珂川町	盛泉Ⅰ	H30−R1	R3. 1. 28	0. 79
25	益子町	山本Ⅵ	H29−H30	R3. 1. 28	0. 33
26	益子町	山本Ⅶ	H30−R1	R3. 1. 28	0. 27
27	小山市	粟宮Ⅳ	H29−R1	R3. 1. 28	0. 16
28	壬生町	藤井壬生甲Ⅰ	H22−H23	R3. 2. 8	0. 34
29	宇都宮市	針ヶ谷Ⅲ	H30−R1	R3. 2. 8	0. 38
30	芳賀町	東水沼２	H27−H28	R3. 2. 8	0. 56
31	県森連（大田原市）	須賀川Ａ	R1−R2	R3. 2. 12	0. 55
32	栃木市	部屋ＸⅢ	H20−H21	R3. 3. 11	0. 36
33	那珂川町	大内Ⅵ	H30−R1	R3. 3. 11	0. 74
34	茂木町	深沢Ⅲ	H30−R1	R3. 3. 11	1. 13

第３章　地籍調査事業メニュー

１　地籍調査事業一般

地籍調査は地籍調査費負担金、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助を活用し、実施されています。

（１）地籍調査費負担金

土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、土地に関する権利の基礎となる毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに境界及び地積に関する測量を行って、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に作成する事業であり、主として市町村が実施しています。

ア　外注

地籍調査のうち一筆地調査については、市町村職員が自ら実施すること（直営）を原則としていましたが、地籍調査の促進を図るため、平成12（2000）年度に地籍調査事業（外注型）が創設され、専門技術者（土地家屋調査士、土地改良換地士、土地区画整備士など）を活用して調査を実施することが可能となりました。

イ　２項委託

多くの市町村で作業の外注化が導入されていますが、一方で地籍調査担当職員の確保が難しくなっていることから、平成22（2010）年度に地籍調査事業の２項委託（国土調査法第10条２項）が新設され、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる民間法人に対し、工程管理や検査等も含めた包括的な委託が実施できるようになりました。

図３－１　直営、外注、２項委託の作業内容のイメージ

主な作業内容	計画等	調査、測量、成果の作成			閲覧等
直営		※測量工程は外注			
外注 [都市部：H12～ 全　国：H18～]		作業の実施 受託法人	作業の監督、検査		
２項委託 [H22～]		各作業の実施	各作業の監督、検査 受託法人	全体の監督、最終検査	

：市町村等の職員が実施

（２）社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）

社会資本整備のストック効果の早期発現、災害の事前防災対策等を目的に平成28（2017）年度に創設され、道路整備事業等の基幹事業に先行して地籍調査を実施する場合に活用することができます。地籍調査費負担金と作業内容は同じとなります。

（3）社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

実施の見通しが確実な社会資本整備と一体として行われる地籍調査を計画的かつ集中的に支援することにより、社会資本整備の円滑化を図ることを目的に令和３（2021）年度に創設され、道路整備事業等に先行して地籍調査を実施する場合に活用することができます。地籍調査費負担金と作業内容は同じとなります。

２　概況調査

都市部の地域を対象に土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離状況を把握することにより、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにするものです。

３　予備調査

地図混乱地域等地籍調査実施上困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講ずることにより、地籍調査の円滑な実施が可能となります。

４　都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させるため、通常の地籍調査以外に、以下のような調査を実施することができます。

（１）官民境界等先行調査

官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査
（調査成果は市町村等の内部資料として後続の地籍調査に活用）

（２）高精度民間成果活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果等を用い、一筆地調査及び地籍測量を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査

（３）筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査

５　効率的手法導入推進基本調査

（１）MMS 等活用型（旧都市部官民境界基本調査）

進捗が遅れている都市中心部において地籍調査を促進するため、国が実施しています。都市部において、官民境界となる街区外周（道路と民有地の境界線等）の測量等を行い、市町村等が行う後続の地籍調査のための基礎的な情報を整備します。調査は国が実施主体となるため、地方公共団体の費用負担はありません。

（２）リモートセンシングデータ活用型（旧山村境界基本調査）

進捗が遅れている山村部において地籍調査を促進するため、国が実施しています。山村部では調査が行われていない地域が多く残されていますが、土地所有者の高齢化や村離れが進んでおり、土地境界に関する物証や人証が失われつつあります。近い将来には地籍調査を実施することが困難になることが予想されるため、土地境界に関する情報を、簡易な方法によ

り広範囲で保全し、将来の地籍調査の実施につなげる取組みとして行っています。調査は国が実施主体となるため、地方公共団体の費用負担はありません。

6　街区境界調査

都市部において、街区を形成する官民境界を先行的に調査し、その調査成果を国土調査法上の認証を行った上で公表することができます。併せて、公表された調査成果と整合した民間等の測量成果を活用することで、民民境界を含めた効率的な地籍調査を実施し、効果の早期発現と調査の円滑化・迅速化を図ることができます。

7　基準点測量

地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえ、調査地域を対象に測量の基礎となる基準点（四等三角点）の設置又は改測を行います。国土調査法施行令に基づき、国土地理院が事業主体となり実施します。

8　地籍調査に対する支援（地籍アドバイザー制度）

地籍調査の実施にあたって問題が生じた場合や、地籍調査の着手準備時のアドバイス、住民説明や講習会での講師など、様々な場面で活用可能な制度です。派遣される地籍アドバイザーは、地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されています。派遣に要する経費については国が負担するため、地方公共団体の費用負担はありません。

図３－２　地籍アドバイザー派遣のフロー図

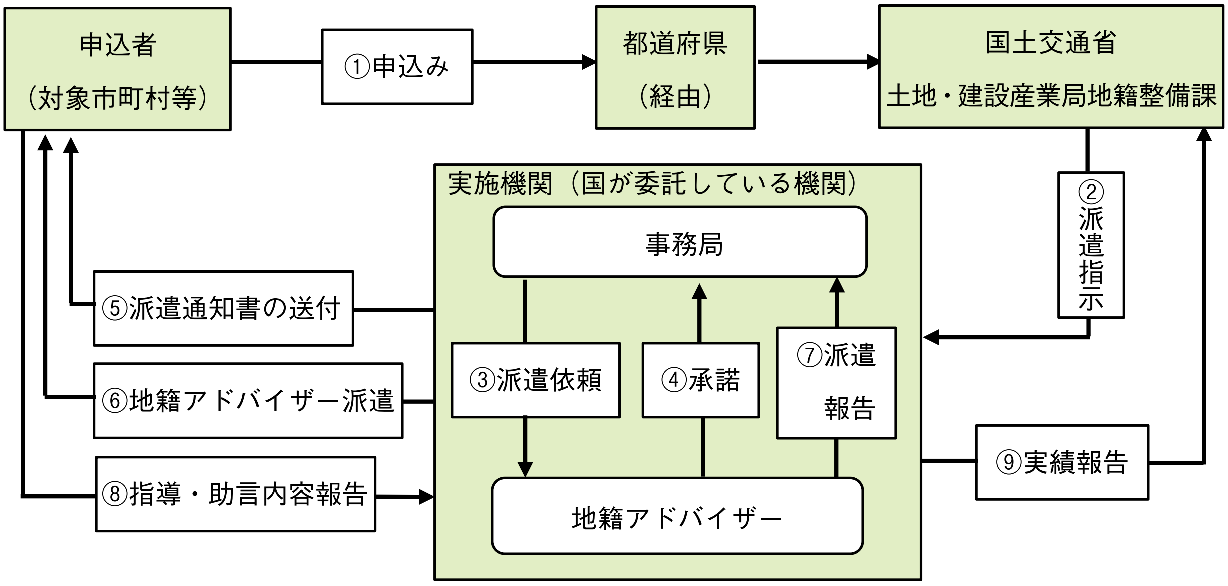

表３－１　栃木県における派遣状況表

年度	派遣市町	利用分野
令和２（2020）年度	１市	工程管理及び検査、認証請求

第4章　国土調査法第19条第5項指定

地籍調査以外の事業により作成された地図及び簿冊が地籍調査と同等以上の精度と正確さを有している場合は、この成果を地籍調査成果と同一の効果があるものとして指定を受けることができます。

この指定を「**国土調査法第19条第５項指定**」と呼んでいます。

１　指定の意義

（１）測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

（２）区画整理や宅地開発等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図（不動産登記法第14条第１項の地図）として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

２　指定の対象

土地改良事業、土地区画整理事業、民間による宅地開発等の確定測量が一定の基準以上の精度、正確さを有しているもの。

３　指定の申請先

国の機関が事業施行者の場合、事業を所管する省庁に申請し、国の機関以外が事業施行者の場合、国土交通省へ申請します。また、民間事業者等が事業施行者の場合、地籍調査を行う地方公共団体等が19条５項指定申請を代行することもできます。

図４－１　国土調査法第19条第５項指定申請の手続きのフロー図

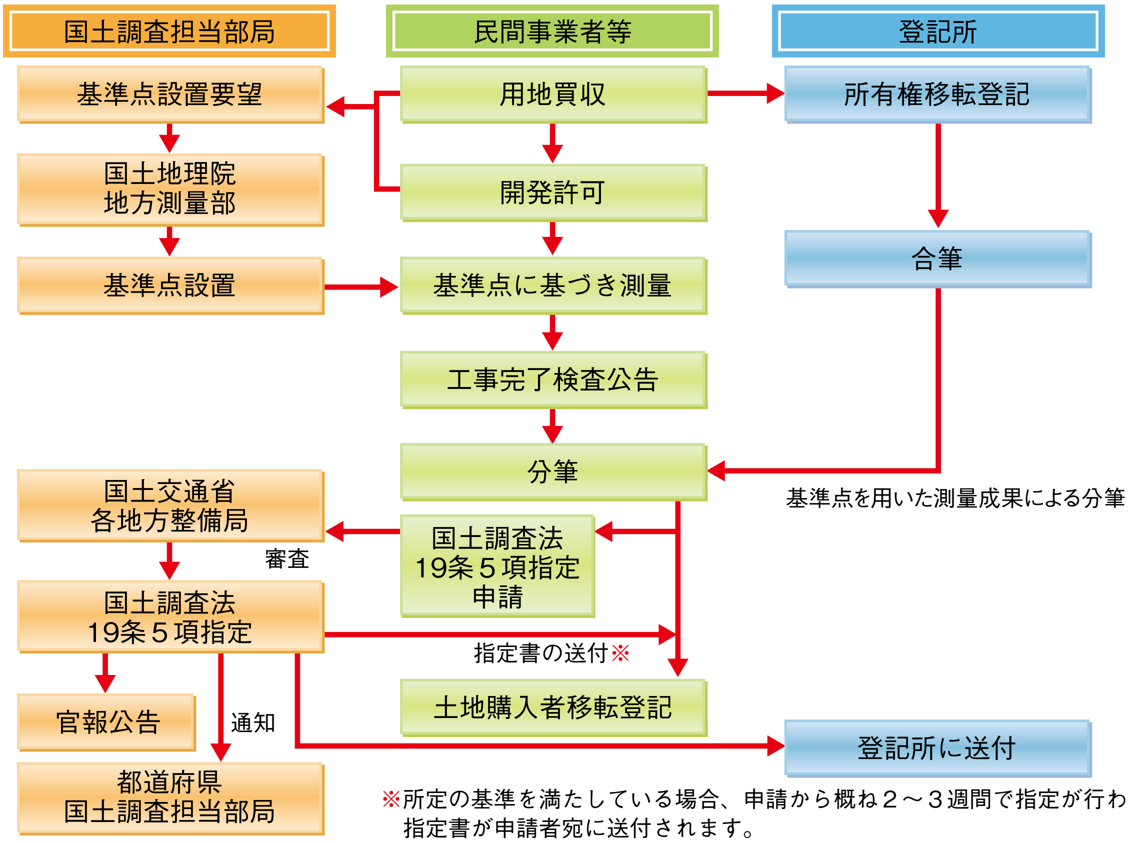

※所定の基準を満たしている場合、申請から概ね２～３週間で指定が行われ、指定書が申請者宛に送付されます。

表４－１　国土調査法第19条第５項指定状況（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度分）

測量及び調査を行った者の名称	測量及び調査を行った地域	面積（㎢）	備考
平成30（2018）年度分			
那須塩原市	那須塩原市沓掛三丁目の全部、沓掛一丁目、沓掛二丁目及び前弥六南町の各一部	0.44	区画整理
栃木県	栃木市吹上町、細堀町、野中町、川原田町、木野地町、木及び原宿の各一部	1.68	圃場整備
栃木県	鹿沼市下沢の一部	0.28	圃場整備
栃木県	大田原市上奥沢及び中田原の各一部	0.61	圃場整備
栃木県	さくら市南和田、金枝及び下河戸の各一部	0.39	圃場整備
栃木県	さくら市南和田、金枝及び鹿子畑の各一部	1.00	圃場整備
栃木県	那須烏山市大里の一部	0.34	圃場整備
栃木県	那須烏山市森田及び小塙の各一部	0.23	圃場整備
栃木県	那須烏山市高瀬の一部	0.37	圃場整備
栃木県	下野市町田、薬師寺、田中、谷地賀、下文狹、東根、磯部、仁良川及び下坪山の各一部	3.67	圃場整備
栃木県	芳賀郡市貝町大字大谷津、杉山、続谷及び文谷の各一部	1.24	圃場整備
栃木県	芳賀郡芳賀町大字八ツ木、芳志戸及び上延生の各一部、塩谷郡高根沢町大字栗ヶ島及び上高根	4.86	圃場整備
栃木県	塩谷郡塩谷町大字風見、上平及び風見山田の各一部	1.66	圃場整備
栃木県	塩谷郡塩谷町大字上寺島及び下寺島の各一部	0.27	圃場整備
栃木県	塩谷郡塩谷町大字玉生の一部	0.15	圃場整備
栃木県	那須郡那須町大字高久甲の一部	0.16	圃場整備
栃木県	那須郡那須町大字伊王野の一部	0.12	圃場整備
栃木県	宇都宮市下欠町並びに鹿沼市深津の各一部	0.90	圃場整備
栃木県	宇都宮市幕田町及び針ヶ谷町並びに下都賀郡壬生町大字安塚並びに下野市上古山の各一部	0.30	圃場整備
栃木県	鹿沼市大字上奈良部町の一部	0.43	圃場整備
栃木県	鹿沼市北赤塚町及び亀和田町並びに下都賀郡壬生町七ツ石の各一部	1.51	圃場整備
栃木県	鹿沼市大字西沢町の一部	0.41	圃場整備
栃木県	鹿沼市板荷、富岡、小倉及び小代並びに日光市小倉、小代、板荷及び富岡の各一部	0.62	圃場整備
栃木県	鹿沼市小代及び板荷並びに日光市小代、明神及び板荷の各一部	0.62	圃場整備
栃木県	鹿沼市藤江の一部	0.97	圃場整備
栃木県	日光市明神及び小代の各一部	0.54	圃場整備
栃木県	真岡市高田、反町、三谷、阿部岡、水戸部、桑ノ川、物井及び根小屋の各一部	2.67	圃場整備
栃木県	大田原市佐良土及び湯津上の各一部	0.31	圃場整備
栃木県	大田原市大字荒井、中田原、町島及び市野沢の各一部	0.73	圃場整備
栃木県	さくら市鹿子畑並びに那須烏山市上川井の各一部	0.96	圃場整備
栃木県	下野市谷地賀、三王山及び磯部の各一部	0.78	圃場整備
栃木県	那須郡那須町大字梓の一部	0.20	圃場整備
令和元（2019）年度分			
栃木県	芳賀郡芳賀町大字祖母井の一部	0.05	一　般
計		29.470	

※令和２（2020）年度は指定実績無し

　国土調査法第19条第５項指定制度の詳しい内容は、国土交通省のホームページをご覧ください。

　http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html

４　地籍整備推進調査費補助金

地方公共団体や民間事業者等が積極的に第19条第５項指定を申請できるように、平成22（2010）年度より地籍整備推進調査費補助金が創設されました。また、平成25（2013）年度から国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度が拡充されました。

補助金制度

Q　地籍整備推進調査費補助金制度ってなに？

A　19条５項指定※申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助制度です。

※19条５項指定

土地に関する様々な調査･測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

■指定を受けると？

指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

事業主体

Q　誰でも申し込みできるの？

A　地籍調査以外の調査・測量を行う地方公共団体や民間事業者等が申し込みできます。

対象地域

Q　どこで行う測量でもかまわないの？

A　人口集中地区、又は、都市計画区域で行う調査・測量が対象となります。
ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第１項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

面積要件

Q　大きさは関係あるの？

A　一地区あたり500㎡以上であることが必要です。

補助金額

Q　国の補助率はどのくらい？

A
◇地方公共団体　1/2以内（直接補助）
◇民間事業者等　1/3以内（直接補助）
◇民間事業者等　1/3以内（間接補助）※

※ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度。
（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。）

地方公共団体

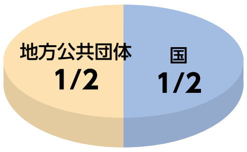

［直接補助］

民間事業者

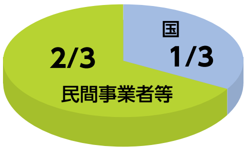

［直接補助］

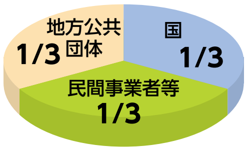

［間接補助］

補助対象経費

Q　補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A　19条５項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限ります。

調査計画作成

専門家による検討に要する費用等

既存資料等収集･整理

境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

現況調査

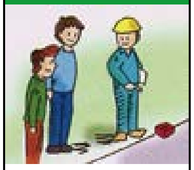

現況地物の測量に必要な基準点等の設置に要する費用等

境界確認

現地調査や現地立会に要する費用等

予備調査

作成した成果図等の精度検証に要する費用等

成果作成

測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等

（限度額）地区当たり20万円（調査計画作成）

（限度額）地区当たり500万円＋100万円/ha×面積（既存資料等収集･整理～予備調査）

（限度額）地区当たり30万円（成果作成）

民間事業者の直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円＋100万円×１ha=600万円となる。
国の民間事業者に対する補助率は１/３なので、600万円×１/３＝200万円が国の補助金の限度額となる。

補助金を受けとるまでの流れ

- ☞ 民間事業者等の直接補助申請 ▶▶▶ 1▶2▶3▶4▶5
- ☞ 民間事業者等の間接補助申請（申請する地方公共団体によって異なります）
- ☞ 地方公共団体の申請（STEP２から） ▶▶▶ 2▶3▶4▶5

STEP 1 応募申請

地方公共団体・登記所への事前相談※ ▶ 応募申請書の作成（応募受付期間はホームページで確認してください。） ▶ 国へ提出（郵送）（到着日から概ね2週間で審査。必要に応じてヒアリングを実施します。） ▶ 国の選定通知を受領（審査の結果、選定できない場合があります。）

STEP 2 交付申請

実施計画書・交付申請書の作成 ▶ 国へ提出（郵送）（到着日から概ね2週間で審査。） ▶ 国の交付決定通知を受領

STEP 3 調査測量

調査・測量の実施 ▶ 調査･測量の完了 ▶ 実績報告書を国へ提出（郵送）（事業完了日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。） ▶ 国の額の確定通知を受領

STEP 4 請求

請求書の作成 ▶ 国へ提出（郵送） ▶ 補助金が振り込まれる

STEP 5 19条申請

国土調査法第19条第５項申請（申請方法はホームページで確認してください。）

※応募申請する前に、以下について地方公共団体・登記所へ事前相談し、相談結果を応募申請書に記載する必要があります。

1．地方公共団体の了承を得ていること
調査実施地区を管轄する地方公共団体(市町)と調整し、補助申請をすることに対して了承を得ていることが必要です。

2．登記所等への情報提供がなされていること
不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備えられるよう、国土調査法第19条第5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。

地籍整備推進調査費補助金制度の詳しい内容は、国土交通省のホームページをご覧ください。
http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html

地籍整備推進調査費補助金の活用事例

市有地の財産管理に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
　○○ 市

2. 調査面積
　1. 6ha

3. 事業内容
　市有地の財産管理に伴う境界確定測量

4.スケジュール
　平成22(2010)年度　測量
　平成23(2011)年度　１９条５項指定済

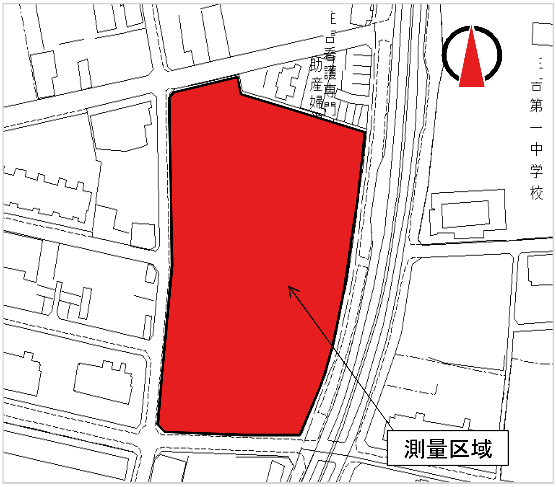

保育園移転に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
　○○ 市

2. 調査面積
　0. 28ha

3. 事業内容
　保育園移転に伴う旧保育園の境界測量

4.スケジュール
　平成23(2011)年度　測量
　平成24(2012)年度　１９条５項指定済

県有地売却に伴う測量で活用した事例

1. 調査実施主体
　○○県

2. 調査面積
　0. 34ha

3. 事業内容
　県有地売却に伴う境界測量

4.スケジュール
　平成22(2010)年度　測量
　平成23(2011)年度　１９条５項指定済

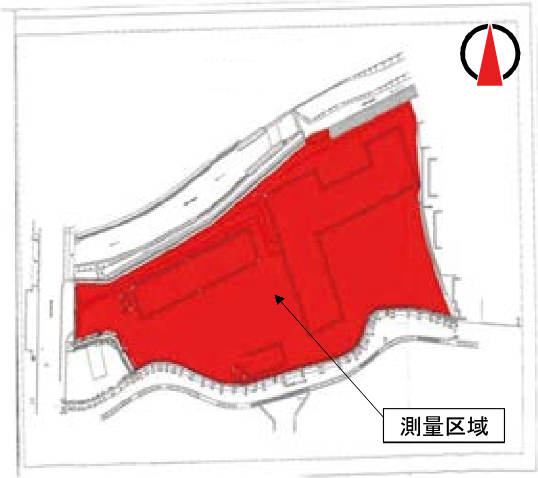

第５章　地籍調査を始めるための体制整備

１　事業主体

市町村が代表的な事業主体です。その他には、都道府県や土地改良区、森林組合なども事業主体として地籍調査を実施することができます。

２　調査の実施体制

事業主体の平均的な実施状況は、本県平均で１市町平均担当人数が５人、１市町平均実施面積0.40k㎡、１人当たり平均実施面積は0.09k㎡/人となっています。（令和２（2020）年度）

事業実施に当たっては、現地立会いや測量作業における効率性を考慮すると、専任職員３人程度以上の職員を配置するのが好ましいと言えます。

なお、円滑な調査を実施するために、地元のとりまとめ役を推進員に選出するなどの工夫がされています。

３　関係機関との連絡調整

土地に関する資料は、税務課・農政課・建設課・都市計画課・管財課など多数存在していますので、地籍調査の実施に当たっては関係部署との連携を図ることも大切なことです。

また、円滑に調査を進めるには、国公有財産や登記に関することなど、計画の段階から法務局や財務事務所、道路・河川管理者や隣接土地改良区等関係機関との協議を十分に行うことが重要です。

４　２項委託制度の活用

実施主体の負担を軽減し、調査の促進を図るため、地籍調査に精通した民間事業者等への包括的な委託を可能とする制度として、平成22（2010）年の国土調査法の改正（「国土調査法第10条２項定」）により導入されました。

近年、本県において新規着手した市町は、本制度を活用し地籍調査を実施しています。

（参考）

国土調査事業十箇年計画とは

国土調査事業十箇年計画は、昭和38（1963）年から事業の計画的な推進のため、定められている10年を単位とする長期計画のことを指します。

地籍調査等の国土調査は、令和元（2019）年度末まで、国土調査促進特別措置法に基づく第６次国土調査事業十箇年計画（平成22（2010）年度～令和元（2019）年度）に従い実施されてきました。

計画期間終了時（令和元（2019）年度末）の地籍調査の進捗率は、全国の調査対象面積に対して52％、内都市部については26％にとどまっているのが現状です。

令和２（2020）年５月に新たに令和２（2020）年度を初年度とする第７次国土調査事業十箇年計画（令和２（2020）年度～令和11（2029）年度）が閣議決定され、令和２（2020）年の国土調査法等の一部改正に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、国土調査の迅速かつ効率的な実施を図ることとされています。

国土調査事業十箇年計画

〔令和２年５月26日
閣　議　決　定〕

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第３条第１項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

１　地籍調査

地籍調査の優先実施地域1を中心に地籍の明確化を促進するため、令和２年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

（事業の量）

・地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第１条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、15,000平方キロメートルとする。
・国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、450平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）

・土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第12号）により改正された国土調査法（昭和26年法律第180号）等に基づき、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を関係省庁において連携を図りつつ促進する。
・新たな調査手続や効率的な調査手法の導入の促進に当たっては、地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣、基本調査の実施による効率的な調査手法の

実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。
- 防災に関する計画、社会資本整備に関する計画、森林及び林業に関する計画、経済財政に関する計画その他の国の基本的な計画の趣旨を踏まえつつ、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、民間事業者、公物管理者等の測量成果も活用した地籍整備の推進を図るため、国土調査以外の測量及び調査の成果について国土調査と同等以上の精度又は正確さを有するものとして国土交通大臣等が指定する制度の更なる活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を図る。

これらにより、地籍調査対象地域2全体での進捗率3を全国で52%（令和元年度末時点）から57%（令和11年度末時点）とし、特に人口集中地区においては26%から36%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては45%から52%とすることを目標とする。

また、優先実施地域での進捗率4を全国で79%から87%とし、特に人口集中地区においては33%から46%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては78%から88%とすることを目標とする。

このほか、地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指す。

2　土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、令和２年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

（事業の量）
- 国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）
- 土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要性が高い地域について優先的に実施する。

3　計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年にその実施状況を検証するとともに、当該検証を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

1「優先実施地域」とは、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域（防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。）を、地籍調査対象地域（脚注２参照）から除いた地域である。
2「地籍調査対象地域」とは、全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域である。
3「地籍調査対象地域全体での進捗率」とは、地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。
4「優先実施地域での進捗率」とは、地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。

（参考）
地籍調査用語解説

【一筆地】
登記上の土地の単位。登記により一個の物としての個性を具有するに至った土地。

【筆界】
一筆地の境界。土地の広がりを法律的、人為的に区画限定したもの。

【公図】
登記所に備え付けられている旧土地台帳付属図のことだが、広く登記所に備え付けられている地図を公図という場合もある。大半はいまだに字限図（字図、字切図）と呼ばれる精度の低いもので、不動産登記法第１４条第１項に規定する地図が整備されるまでの間、地図に準ずる図面として位置付けられ、登記事務に使用されている。

【字限図】
明治６年の地租改正に伴い明治初期から中期にかけて作成された野取絵図（改租図）を、その後、明治中期後半に更正した地押調査図のこと。大字又は字を単位に作成されている。別名「字図」、「字絵図」、「公図」とも呼ばれている。測量精度は正確性を欠いている。

【基準点】
現場での位置が明確で、座標値が与えられている、測量の基準となる点のこと。一等から四等までの三角点、一等から三等までの水準点等がある。

【基準点測量】
国土土地理院が設置した一等から三等までの三角点に基づいて四等三角点を設置している。これらに基づいて行う地籍測量が行われる。

【DID（人口集中地区）】
国勢調査の結果により設定される人口密度の高い都市地域。具体的には人口密度が4,000人/㎢の区域が隣接して、人口5,000人以上を有する地域。Densely Inhabited District。

【筆界未定地】
一筆地調査において、境界紛争や一体的な利用形態等により現地で筆の境界を確認できない土地。原則として、筆界未定が解消されない限り、地目変更や地積更正、分合筆の登記はできない。

【長狭物】
道路、運河、用悪水路、堤、井溝、導水管、送水管、排水管、鉄道線路、軌道又は河川等の施設の敷地を指す地籍調査独自の用語。

【数値情報化】
磁気媒体上に定められた標準フォーマットにより地籍図の筆界点座標値、図根点座標値、結線情報等を数値入力するほか、地籍簿から土地所有者、地番、地積、地目等の属性情報をコード化して入力し、電子計算機により地籍情報の維持管理、図形処理、統計処理をできるようにすること。

（参考資料：地球社「国土調査用語辞典（改訂版）」）

地籍調査実施市町一覧

（R3(2021).4.1現在）

市町村名	所・課	係	電話番号	備　考
宇都宮市	道路管理課	地籍調査グループ	028-632-2238	
栃木市	農林整備課	農村整備係	0282-21-2387	
佐野市	用地課	地籍調査係	0283-20-3105	
鹿沼市	都市計画課	監理・地籍調査係	0289-63-2227	
日光市	農林課	土地改良係	0288-21-5172	
小山市	市街地整備課	地籍対策係	0285-22-9568	
大田原市	都市計画課	地籍調査係	0287-23-8961	
矢板市	地籍整備課		0287-43-3062	
那須塩原市	農林整備課	地籍調査係	0287-62-7161	
さくら市	農政課	地籍調査係	028-681-1117	
那須烏山市	都市建設課	地籍調査グループ	0287-88-7118	
下野市	建設課	地籍調査グループ	0285-32-8908	
上三川町	都市建設課	管理係	0285-56-9146	
益子町	建設課	地籍調査係	0285-72-8856	
茂木町	農林課	農林土木係	0285-63-5635	
市貝町	建設課	建設係	0285-68-1117	
芳賀町	建設課	地籍調査係	028-677-6097	
壬生町	農政課	農村保全係	0282-81-1840	
野木町	産業課	土地改良係	0280-57-4152	
塩谷町	建設水道課	地籍調査担当	0287-45-1114	
高根沢町	都市整備課	地籍・用地係	028-675-8107	
那須町	農林振興課	地籍調査係	0287-72-6913	
那珂川町	建設課	地籍調査係	0287-92-1118	
栃木県森林組合連合会	業務課	地籍調査室	028-637-1450	

県の関係機関一覧

所属	電話番号	備　考
河内農業振興事務所　農村整備部	028-626-3097	整備課
上都賀農業振興事務所　農村整備部	0289-62-6146	調査保全課
芳賀農業振興事務所　農村整備部	0285-82-4665	調査保全課
下都賀農業振興事務所　農村整備部	0282-23-3428	整備第二課
塩谷南那須農業振興事務所　農村整備部	0287-43-1261	整備課
那須農業振興事務所　農村整備部	0287-23-2153	調査保全課
安足農業振興事務所　企画振興部	0283-22-2355	振興課
環境森林部　森林整備課　保安林・林地開発担当	028-623-3288	
農政部　農村振興課　総務企画担当	028-623-2363	

地籍調査に関するお問い合わせは、上記機関にご連絡ください。

【表　紙】山林部での調査区域における一筆地調査の様子〔栃木県森林組合連合会提供〕
①現地調査　：筆界案作成にあたり収集した資料での分析が困難な箇所について現地確認を行うもの
（令和元年度実施・大田原市須賀川）
②図面等調査：土地所有者等と現地以外で図面等の資料により筆界確認を行うもの
（令和元年度実施・那須烏山市大木須）

各種ホームページ・SNSのご案内

農村振興課
農村・中山間地域担当ホームページ

https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/kakutantou/noson-chusankan.html

- 栃木県のグリーン・ツーリズムに関する情報を掲載しています。

季節を楽しむ！ とちぎの農村めぐり特集

https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/tochigi-nouson-meguri/

- 農村地域ならではのイベントや体験スポットの情報を紹介しています。

とちぎの農村めぐり特集

プロモーション動画

https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/tochigi-nouson-meguri/movie

- 栃木県農村の魅力を発信する動画を公開中。
- 動画を視聴して、季節ごとに魅力あふれる栃木の農村を体感してみませんか！

※右の画像は2020年度のものです

とちぎの農村めぐり インスタグラム

https://www.instagram.com/tochigi_noson_meguri/

- 農村地域の旬の情報をタイムリーに発信しています。

ひと×コト×SAKANA〜とちぎの水産資源〜

Facebook：https://www.facebook.com/hito.koto.sakana/

Instagram：@hito_koto_sakana

- 本県の水産業を形づくる「ひと」、「こと」、「さかな」にスポットを当て、魅力的な情報を紹介しています。

とちぎ農村 QUEST

https://www.youtube.com/channel/UCsOWJmzp2g_XVRGMukUI5dw

- 栃木県内の農村地域における協働活動をPRする動画を公開中。

詳細については、栃木県のホームページ・SNSをご覧ください。

栃木県農政部　農村振興課　〒320−8501　宇都宮市塙田1−1−20　TEL 028−623−2363